

## 国際大学における研究費不正使用防止対策基本方針

2022年4月1日

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）の趣旨を踏まえ、研究費を適正に運営・管理し、不正な使用を防止するために、次のとおり国際大学（以下、「本学」という。）における研究費不正使用防止対策の基本方針を定める。

### I. 責任体系の明確化

本学の研究費を適切に管理・運営するために、「最高管理責任者」、「統括管理責任者」、「コンプライアンス推進責任者」を置き、それぞれの役割と責任の所在・範囲と権限を明確化し、機関内外に周知・公表する。

### II. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

1. 研究費の事務処理手続きに関するルールや職務権限を明確化する。
2. 学内外からの告発等を受け付ける窓口を設置し、不正にかかる調査の体制、手続き等を明確に定める。
3. 関係者の意識の向上と浸透のためにコンプライアンス教育・啓発活動を実施する。

### III. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握するとともに、当該要因に対応する具体的な不正防止計画を策定及び計画を実施する。

### IV. 研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、研究費の適正な運営・管理のため、事務局が実効性のあるチェックを行う。

### V. モニタリング体制の整備・実施

研究費の不正使用を起こさない環境づくりを目指し、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。